

付表3

課税免除の比率の計算書

		●年11月1日 ~ ○年10月31日													分割基準計算後の数	
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計			
														(ア)	6	
当期新(増)設設備に係る分								12	12	13	14	14	65	(ア)	6	
前期 以前 分	前 期 以 前 分 新增設 年目 年 月 日 ~ 年 月 日													「分割基準計算後の数」は、基本的には事業年度末日現在の従業者数を記載します。 ただし、下記「記載上の注意」3(1)のア~ウに該当する場合は、それぞれの計算式により算出します。 この事例の場合は、アに該当します。 「当期新(増)設設備に係る分」の従業者数: $14(人) \div 12(ヶ月) \times 5(ヶ月) = 5.8(人)$ $\approx 6(人)$		
	新增設 年目 年 月 日 ~ 年 月 日													(エ)	0	
	新增設 年目 年 月 日 ~ 年 月 日													(オ)	0	
	新增設 年目 年 月 日 ~ 年 月 日													(カ)	0	
その他の従業者数		39	39	39	39	38	40	40	30	29	29	28	28	418	(カ)	28
比 率	当期分 0.176 $\frac{\text{(ア)}}{\text{(ア)} + \text{(イ)} + \text{(ウ)} + \text{(エ)} + \text{(オ)} + \text{(カ)}}$							新增設 年目 $\frac{\text{(イ)}}{\text{(ア)} + \text{(イ)} + \text{(ウ)} + \text{(エ)} + \text{(オ)} + \text{(カ)}}$						新增設 年目 $\frac{\text{(ウ)}}{\text{(ア)} + \text{(イ)} + \text{(ウ)} + \text{(エ)} + \text{(オ)} + \text{(カ)}}$		
	新增設 年目 $\frac{\text{(エ)}}{\text{(ア)} + \text{(イ)} + \text{(ウ)} + \text{(エ)} + \text{(オ)} + \text{(カ)}}$							新增設 年目 $\frac{\text{(オ)}}{\text{(ア)} + \text{(イ)} + \text{(ウ)} + \text{(エ)} + \text{(オ)} + \text{(カ)}}$								

従業員在籍調査明細書で集計された各月末の従業者数を記入します。

「分割基準計算」: $6(人) \div (6(人) + 28(人)) = 0.176470 \dots \approx 0.176$   
 ここで算出した比率を、付表2の「比率」欄に記入してください。

#### 記載上の注意

- 1 「当期新（増）設設備に係る従業者数」欄は、当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち特定事業活動施設等に係る従業者の数を記載すること。
- 2 「その他の従業者数」欄は、当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者のうち、1に規定する従業者以外の従業者の数を記載すること。
- 3 「分割基準計算後の数((ア)～(カ))」欄は、次により算出した数値を記載すること。
  - (1) 事業年度（年）の末日現在における従業者数。ただし、次に掲げる場合はそれぞれの数値とし、ア及びイに該当する場合にはイにより、ア及びウ又はイ及びウに該当する場合にはウによること。
    - ア 事業年度（年）の途中で特定事業活動施設等が新（増）設された場合の従業者数
$$= \text{事業年度（年）末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新（増）設された日から事業年度（年）の末日までの月数}}{\text{事業年度（年）の月数}}$$
    - イ 事業年度（年）の途中で新（増）設特定事業活動施設等が廃棄、売却等された場合の従業者数
$$= \text{廃棄、売却等された月の前月末現在の従業者数} - \frac{\text{廃棄、売却等された日までの月数}}{\text{事業年度（年）の月数}}$$
    - ウ 事業年度に属する各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合の従業者数
$$= \frac{\text{事業年度（年）の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{事業年度（年）の月数}}$$
  - (2) 上記計算において、1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。
  - (3) 月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り上げる。
  - (4) 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所又は事業所にあつては、(1)により算出した数値に当該数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値を記載すること。
- 4 比率は、新（増）設のあった事業年度ごとに算出し、小数点以下第4位を四捨五入して記載すること。